



広報 かわにし

発行 川西町 町長 根津正三 編集 企画室 広坂保 北村準一 定価 1部5円 印刷 白南風社

人口の動き

6月1日現在

男 5,212 (-5)

女 5,293 (+3)

計 10,505 (-2)

世帯数 2,368 (-2)

()内は前月との比較



ある日の保育園

昔ながらの行事もとり入れながら、きょうも保育園の明るい一日が始まりました。

(4日、南原保育園で)

厚生年金瀬波しおさい荘
二十二日にオープン

入居者を募集

厚生年金保険では、村上市の瀬波温泉に、鉄筋三階建の有料老人ホームを建設していましたが、いよいよ、六月二十二日に開館することになり、長期入居者を募集しています。

▲長期入居者の要件

(一か月以上)

厚生年金保険の老齢年金を受けているかとその配偶者、ほかに一般のかたで、次の要件を備えていることが必要です。

1 六十歳以上(配偶者は年齢制限なし)で、日常生活に支障がなく身のまわりのことができる程度の健康状態であること。

2 確実な保証人のあること

3 利用料等、いっさいの費用を負担することができること

▲長期利用者の利用料金

三食付き一か月約一万九千円から二万三千円程度(寝具・家具類は個人の持ち込み)

▲短期保養

どなたでも利用でき、利用料は一泊二食付き千三百円程度

▲入居・保養の申込み

新潟県民生部保険課(新潟市学校町一、電話・新潟局二三五五一一内線三四〇)、六月二十二日以降は直接、厚生年金瀬波しおさい荘(村上市大字瀬波字浜一七八の七九、電話・村上局三一二五三二)へお申し込みください。

七月一日から 老人医療費受給者証を 切り替え

年齢七十歳以上のかたで、医療保険に加入しており、決められた所得制限基準以下のかたについて一月から、医療費受給者証を交付することによって医療費の無料になる制度が実施されています。

その受給者証の更新時期になりました。

現在の受給者証は、今年三十日で無効になり、七月一日から、新しい受給者証に切り替わります。

八月以後七十歳になるかたは、前



野球教室に約100人……さる5月20日に川中で開かれた町の野球教室。元プロ選手の土佐内吉治氏を講師に100人ちかい児童生徒が参加して盛況でした。

月中に手続きをとっていたたたくようになっていますので、社会課で十分ご相談がいきます。

なお、所得制限の改正予定は、扶養親族〇人の場合本人所得四十三万円、扶養義務者の場合四百七十一万円になっていきますので申し添えます。

新受給者証の交付日程(六月)

期日	時 間	会 場	参集範囲
二十九日 (金)	前九時～十二時	役場分室	中島町・木島
	後一時～三時	上野連絡所	伊友・高原田および山の根地区
二十九日 (金)	後一時～三時	橋 出張所	上野地区 全域
	後一時～三時	仙田出張所	橋 地区 全域
		大白倉公民館	中仙田・大白倉

人権擁護委員に 小海氏

去る五月一日付で大字小根岸の小海八太郎氏が、法務大臣から人権擁護委員に委嘱されましたのでお知らせいたします。現在川西町では、同氏と大字仁田の木村正吉氏の二人が人権擁護委員として活躍しております。

住宅金融公庫

から

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的な人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るために置かれています。次のような問題でお困りの方は、無料で秘密が他にもれることは絶対にありませんから安心してお気軽に各自宅へ相談におかけください。

「私的制裁、人身売買、村八分教育を受ける権利の侵犯、強制圧迫、酷使虐待、生活権の侵犯」

住宅金融公庫では、今年度の個人住宅建設資金融資の受け付けを五月十四日から、住宅改良資金融資の受け付けは同十七日から実施しています。個人住宅建設資金については、融資金額を約五割増、金利も五・二%（これまで五・五%）に引き下げています。希望者は、もよりの「住宅金融公庫業務取扱店」へどうぞ。

消防職員を募集

十日町地域広域事務組合

▽採用職種及び採用予定人員
消防士 十六人
配属予定：川西・津南 各六人、本部四人

(1) 期日 七月八日(日)
(2) 会場 十日町市民会館

▽受験資格

(1) 高等学校卒業者(または同等の者)で、昭和二十三年四月二日から同三十年四月一日までの間に生まれた男子

(1) 申込み 十日町公共職業安定所か十日町地域消防本部総務課または川西町、津南町、中里町の各役場総務課へ次の書類を提出し申し込んでください。

ただし、消防職員の経験がある者または消防職に相当する特殊技能資格を有する者は、昭和十八年四月二日以降に生まれた者

(2) 受付期間 今月十五日から同二十五日午後五時まで
▽結果の通知 決定次第、本人あて通知します。

(2) 品行方正、身元確実かつ本都市に居住可能の者

(2) 採用及び給与等 九月一日の予定
(3) 給与等 十日町地域広域事務組合一般職員の給与支給条例により初任給を決定、各種手当が支給されます。

(3) 身長百五十八センチメートル以上、胸囲は身長二分の一以上、体重五十キログラム程度以上、視力両眼の場面〇・八以上一眼の場合はそれぞれ〇・五以上(矯正視力可)で、弁色力正常、その他身体強健で体質上欠陥のない者

(3) 共済制度等 公務上生じた災害に対する補償制度があり、また、公務外に生じた病負傷等に対して給付する共済制度があります。

▽試験の範囲 教養試験、口述試験、身体検査、体力診断テスト及び身体調査を行います。

▽試験の期日・会場 不明の点は、消防本部総務課(電話二二四五〇)へ

見のがしてはいませんか

年金の通算制度

国民青年年金が叫ばれてから十余年になりました。国民年金・厚生年金といふことは、すでに、なじみ深いものになりましたが、あなたは、各年金制度共通の「通算年金」のことを存じでしょうか。過去に加入した年金制度であっても、各制度を通算することによって、その制度から年金が受けられるというものです。この際、ご自身の職歴をふり返ってみてください。

二以上の制度を 合算した年数で

通算年金制度とは、ひとつの年金制度において受給権を満たせなかった人でも、ふたつ以上の制度を合算することによって受給権を確保しようというものです。

本来、年金受給権は、国民年金が二十五年、厚生年金や各種の共済年金が二十年の加入によって与えられるのですが、二十五年または二十年に満たないため、一制度だけで受給権を得るののできなかった場合に、二以上の制度を合算した年数が、次のどれかに該当すれば年金を受けられます。

- ア 通算した年数の中に国民年金の期間を二十五年含むとき
- イ 国民年金以外の制度だけを通算したと二十五年

これを「通算年金」といいます。また、すでに、ひとつの制度だけで受給権を満たしているときも受けられます。

ていいます。(この、特例による期間短縮は、通算年金制度が発足した昭和三十六年四月一日以後の期間に限られます。)

時効は請求

年齢から五年

通算年金の支給開始は、国民年金が六十五歳から、国民年金以外の制度では六十歳からとなっている。支給の決定は、該当者からの請求に基づいて行なわれますが、たまに受けては受けることができません。

しかも、請求年齢に達してから五年以内に手続きをしないと、時効によって、受給権が永久になくなってしまいます。

請求先は、国民年金は役場、厚生年金と船員保険は社会保険事務所、各種共済関係はそれぞれの組合で、添付書類(住民票、被保険者証、期間確認証明ほか)もいろいろ必要です。該当者は、それぞれの機関に相談してください。

国民年金委員

さ ま る

知事委員による二十五人の国民年金委員が決まりました。委員の設置は、住民からの相談に応じ、趣旨の普及と年金行政の円滑な促進を図るためですから、気軽に利用されるよう。

- 委員の氏名(敬称略)
- ・宮 徳次郎
- ・大溪 晶子
- ・小海 大成
- ・南雲 良

- ・保坂 トシ
- ・中村 由蔵
- ・押木 喜策
- ・高橋 久蔵
- ・田中 利八
- ・丸山久一郎
- ・高野寅五郎
- ・高橋 栄一
- ・高橋 米治
- ・登坂 六郎
- ・田中 林平
- ・藤本 秀雄
- ・宮井 源蔵
- ・渡貫 栄一
- ・田口 忠三
- ・滋野 薫良
- ・南雲 源次
- ・青木 利栄
- ・茂野 貞一
- ・高橋 秀男
- ・高橋 克彦

戸田さんから

香典返し

仁田・戸田忠太郎さんから、五月九日になくなられた博さんの香典返しとして一万円が町に寄せられました。

児童手当受給者は 現況届を

児童手当の受給者は、毎年六月に「現況届」を提出しなければならぬことになっています。

児童手当制度は、児童を養育している者に手当を支給することによって、家庭における生活の安定と、次の社会をになう児童の健全な育成と資質の向上のふたつを目的としています。

この受給者は、六月一日現在の職業・加入している年金の名称・昭和四十七年所得状況等について現況届を今月二十五日までに提出してください。

心配ごと相談日

六月分以降の手当の支払いができませんので、お忘れのないようにお願いたします。

- 六月と八月は
毎週水曜日に月見荘で
- 七月と九月は
第一水曜日に上野連絡所で
- 第二 // に橋出張所で
- 第三 // に仙田出張所で
- 第四 // に月見荘で

時間は、いずれも、午後の一時から三時までです。

ゴミは正しく 出して

最近、ゴミの出し方の悪い町内が相当数見受けられます。出し方が悪いと、作業能率が落ち収集に難渋します。次の点に十分ご注意ください。

- ① 燃えるゴミ、燃えないゴミはそれぞれ指定した日以外には出さないように。
- ② 燃えないゴミ、特に、ガラスかけ・ビン類は、せったい破れない入れ物に入れて出すように
- ③ 残飯類は、よく水を切ってから出すように。
- ④ 「写真」燃えないゴミを出す日でも、いつのまにか「まま子」がまきれ込んで。



町税条例の改正

所得控除額と免税点を引上げ

地方税法の改正に伴い、町の税条例の一部を改正しましたので、その概要をお伝えします。

町民税、税率を緩和

個人町民税

- 基礎控除額 十六万円(これまで十五万円)
- 配偶者控除額 十五万円(これまで十四万円)
- 扶養控除額 十二万円(これまで十一万円)

特別障害者控除額 十四万円(これまで十二万円)

以上のほか、寡婦控除の拡大や障害者・未成年者・老年者または寡婦についての非課税の範囲を年

土地の免税点を十五万円

宅地等(農地以外の土地)について課される固定資産税は、昭和三十八年度の評価額とその年度の評価額との上昇割合の区分に応じ、一・一から一・四までの範囲の負担調整率を前年度の課税標準額に乗ずる負担調整措置がとられ

償却資産にあっては百万円(これまで三十万円)

この改正によって、今年度固定資産税通知書については、宅地の場合、住宅用地と非住宅用地に区分して計算すべきものですが、改正部分の施行期日から納期までの短かい間に区分け作業をするのができませんでした。

電気ガス税も

さらに、電気ガス税についても税率をこれまでの七割から六割に引き下げ、免税点は、電気にはこれまでまでの八百円から千円に、ガスには同様に千六百円から二千円にそれぞれ引き上げました。税率の方は十月一日から、免税点の引き上げは今日一日から適用されます。

納税メモ

今月は 町民税

第一期分の納期です。今年度の税制改正で、住民税の負担軽減、税率の緩和、所得控除額の引上げ・老人扶養控除創設・寡婦控除の適用範囲拡大等の改正がありましたが、ことし、町民税総額は約二千八百二十七万円、前年比二百八十万円増で一一％の伸びでした。これは、休耕による農業所得は別として、税制改正による減税措置以上に所得の伸びがあったことをうかがえる数字です。

所得割の税率緩和

課税標準額	税率
15万円以下	2%
40 #	3
70 #	4
100 #	5

(以下は改正なし)

戸籍の窓から

たかさご一丁目満に

- 新婦 太田 浩 田中
- 新婦 茂野フミ子 中屋敷から
- 新婦 小川 和好 赤谷
- 新婦 関根志津子 埼玉から
- 新婦 小幡 利明 仁田
- 新婦 田畑 千代 町から
- 新婦 関口 清 木落
- 新婦 水落久明子 十日町から
- 新婦 高澤文次郎 小根岸
- 新婦 金澤 幸江 元町から
- 新婦 渡部 力 新町新田
- 新婦 石澤美紀子 津南から

- 新婦 高橋 弘 三領
- 新婦 蔽品 晴江 精条から
- 新婦 南雲 幸男 木島
- 新婦 高橋 峰子 中から
- 新婦 登坂 功 赤谷
- 新婦 庭野 春江 十日町から
- 新婦 大海 護 霧条
- 新婦 五十嵐順子 長岡から
- 新婦 小川 政信 赤谷
- 新婦 柳 きみ子 十日町から
- 新婦 星野 正五 室島
- 新婦 星野 弘子 室島
- 新婦 高橋 宏実 上野
- 新婦 野澤 良夫 野口から
- 新婦 相崎 ハマ 野口から
- 新婦 渡邊 道子 中屋敷
- 新婦 川上 文夫 学校町
- 新婦 小寺 慶子 新満から

- 新婦 川崎 育男 室島
- 新婦 中條美代子 島から
- 新婦 小海 邦男 三領
- 新婦 春日 陽子 十日町から
- 新婦 若山 幹夫 新町新田
- 新婦 渡邊 春枝 小国から
- 新婦 高橋 登 神社町
- 新婦 山田アイ子 十日町から
- 新婦 桐生 勇 大白倉
- 新婦 竹内千鶴江 東京から

- 中村 洋介 武平 二男 坪山
- 田中 恵利 英雄 二女 免電所通
- 佐藤 麻美 昭治 長女 木島
- 星名 貴宏 賢一 長男 伊友
- 中村恵美子 忠 長女 坪山
- 丸山 和夫 重信 二男 根深
- 井上佐和子 真 二女 神社町
- 田中 京子 平一 長女 小白倉
- 星名真紀子 一夫 二女 伊友
- 清水 貴子 幸夫 長女 下平新田
- 小島 早苗 武夫 長女 新町新田

昇天一ごめい福を祈る

花を見て、風物に接して、人情に触れて美しいと思ったり感動したりすることがあるでしょう。その時に詩が生れてくる筈です。これを思いついたまま十七字にまとめて下さい。俳句と違うものはこんな試みから生まれて来ます。



かわにし 俳壇

太田白南風選
小白倉 片桐 玉章
大岩にかかりて藤の花盛り
葉桜となりて日蔭の団子茶屋
麦苗の遠近にして夏近し
松風園 南雲 文峯
出港の船にかかて鯉のぼり
小白倉 江口 凡石
たっぷり雨をふくんで花うつき